

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------------|
| 3 | 児童福祉施設入所負担金徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、児童福祉施設入所負担金徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童福祉施設入所負担金徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号、第27条第2項、第27条の2、第28条により、児童を小規模住居型児童養育事業者もしくは里親に委託し、または乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関に措置により入所させる場合、同法第50条第7号から第7号の3までの規定により措置に要した費用は都道府県が支弁することとなっている。 同法第56条第2項の規定により、入所児童の扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収することができる。この費用徴収に必要な場合は、同法第56条第5項の規定により官公署に対して資料の提出を求めることができる。被措置児童の扶養義務者等について生活保護関係情報、住民票関係情報等の提供を受け、負担能力の認定事務、及び費用の徴収事務を行う。 |
| ③システムの名称 | 児童相談システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童福祉施設入所負担金徴収事務情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 8の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表 8の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| ②所属長の役職名 | 児童相談・養育支援室長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒380-8570 長野県長野市大字南長野幡下692-2 長野県西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johkokai/teikyo/joho-center/index.html |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 県庁4階長野県県民文化部こども・若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室 TEL:026-235-7099(直通) |
|-----|--|

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | |
|------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月31日 時点 |

2. 取扱者数

| | |
|------------------------|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月31日 時点 |

3. 重大事故

| | |
|--|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
|--|---|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| [目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か] | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| [目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か] | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| [権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か] | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| [委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か] | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| [不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か] | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| [目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か] | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| [不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か] | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|----------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------|----------|---|

判断の根拠

9. 監査

| | | | |
|-------|----------|----------|----------|
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [○] 内部監査 | [] 外部監査 |
|-------|----------|----------|----------|

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
|------------------|--|

| | | |
|--------------|---------------------|---|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|--------------|---------------------|---|

判断の根拠

- ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。
- ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか確認をしている。
- ・これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|---------------------------|---------------------------------|------|---|
| 平成28年4月1日 | 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長 | こども・家庭課長 佐藤 尚子 | こども・家庭課長 草間 康晴 | 事後 | 人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 平成29年4月1日 | II-1,2 いつの時点の計数か | 平成27年7月15日 時点 | 平成29年3月31日 時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | 1特定個人情報ファイルを取扱う事務②事務の概要 | 情緒障害児短期治療施設 | 児童心理治療施設 | 事後 | 法改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | 5.評価実施期間における担当部署 ①部署 | 長野県県民文化部こども・家庭課 | 長野県県民文化部こども・家庭課児童相談・養育支援室 | 事後 | 人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長 | こども・家庭課長 佐藤 尚子 | 児童相談・養育支援室長 | 事後 | 人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | II-1,2 いつの時点の計数か | 平成29年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和2年4月1日 | II-1,2 いつの時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和3年9月1日 | 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条7号 別表第二 16の項 | 番号法第19条8号 別表第二 16の項 | 事後 | 法改正に伴う号数の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和3年4月1日 | 5.評価実施期間における担当部署 ①部署 | 長野県県民文化部こども・家庭課児童相談・養育支援室 | 長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室 | 事後 | 県の組織改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和3年4月1日 | 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 長野県県民文化部こども・家庭課 | 長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課 | 事後 | 県の組織改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和3年4月1日 | II-1,2 いつの時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------|----------------------|---|------|---|
| 令和4年4月1日 | II-1,2 いつの時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年4月1日 | II-1,2 いつの時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和6年9月25日 | II-1,2 いつの時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | 令和6年3月31日 時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和6年9月25日 | I -3 法令上の根拠 | 第9条第1項 別表第一 7の項 | 第9条第1項 別表8の項 | 事後 | 法改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和6年9月25日 | I -4 法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二 16の項 | 番号法第19条第8号 別表8の項番号法第19条第8号 別表8の項 | 事後 | 法改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 令和7年10月21日 | II-1,2 いつの時点の計数か | 令和6年3月31日 時点 | 令和7年3月31日 時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和7年10月21日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ○十分である ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか確認をしている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | 様式変更に伴う項目の追加 |